

会 議 録

会議の名称	平成26年度 第1回 飯塚市高齢社会対策推進協議会
開催日時	平成26年4月30日(水) 14時00分～14時55分
開催場所	飯塚市立岩公民館 3階会議室
出席委員	澁田委員、市吉委員、志岐委員、白土委員、惣門委員、野見山委員、谷垣委員、松浦委員、中村委員、仲上委員、田中(真)委員、岡松委員、花村委員、平田委員、竹島委員、青柳委員、高須賀委員、田中(妙)委員
欠席委員	安永委員、藤延委員
会議概要	<p>1 開 会</p> <p>2 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画にかかる諮問について</p> <p>3 議 題</p> <p>(1) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【新規】</p> <p>(2) 指定地域密着型サービス事業所の指定について【更新】</p> <p>(3) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉 会</p>
会議資料	<p>資料1 指定地域密着型サービス事業所の指定について【新規】</p> <p>資料2 指定地域密着型サービス事業所の指定について【更新】</p> <p>資料3・4 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について</p>
公開・非公開の別	<p>1 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>(傍聴者0人)</p>
その他 (非公開理由等)	

会議内容

①高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画にかかる諮問について

市長に代わり福祉部長より諮問を行う。

②議題 1：指定地域密着型サービス事業所の指定について【新規】

指定申請に基づく「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」2事業所について新規指定（みなし指定）を承認。

(1)申請者：社会福祉法人 ひまわり会 理事長 吉原太郎

種 別：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

圏 域：市外（嘉麻市）

名 称：地域密着型特別養護老人ホーム ユニットひまわり

所在地：嘉麻市馬見 6 4 番地 2

指定年月日：平成 2 6 年 4 月 1 日

(2)申請者：社会福祉法人 筑前福祉会 理事長 藤井秀哉

種 別：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

圏 域：市外（桂川町）

名 称：地域密着型特別養護老人ホーム 第二白藤の苑

所在地：桂川町大字吉隈 1 3 番 9 6

指定年月日：平成 2 6 年 4 月 1 日

③議題 2：指定地域密着型サービス事業所の指定について【更新】

指定更新申請に基づく「小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護」1事業所、「認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型居宅介護」1事業所、みなし指定 1事業所について指定更新を承認。

(1)申請者：株式会社 あん 代表取締役 松岡茂子

種 別：小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護

圏 域：二瀬地区

名 称：小規模多機能ホーム クレヨン

所在地：飯塚市相田6 1 3 番地 1

指定更新年月日：平成26年5月1日

(2)申請者：有限会社 ケアサービス九州 代表取締役 萩田哲司

種 別：認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活
介護

圏 域：菰田地区

名 称：ふぁみりー菰田

所在地：飯塚市菰田西3丁目9-10

指定年月日：平成26年5月1日

(3)申請者：有限会社 お元気村 代表取締役 井上裕子

種 別：認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活
介護

圏 域：市外（佐賀県鳥栖市）

名 称：グループホーム お元気ハウス

所在地：佐賀県鳥栖市宿町1 3 9 9 番地 1

指定年月日：平成26年5月1日

④議題3：高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について

- (1) 事業計画策定にかかる支援業務委託の受託事業者の紹介。
- (2) 介護保険制度改正の概要について説明。

A委員： 地域包括ケアシステムの構築の中で、新しい総合事業や在宅医療・介護連携の推進、その他の認知症施策の推進のところで、市町村において準備が必要と考えられる事項で、原則27年4月施行であるが、施行時期を後ろにずらす場合は、26年度中に条例制定が必要と書かれています。今現在で構わないが、飯塚市としてどのような考えであるか。例えば27年度から計画にそって実施するのか、経過措置としてギリギリまで延ばすのか。これは事業計画にも関連すると思うのでお尋ねしたい。

費用負担の公平化のところで、補足給付の見直しとあるが、どういったものなのか。これに限定して申請審査事務の見直しということで、預貯金の確認、配偶者の所得把握、非課税年金の勘案とかあるが、これに限定してなのかどうか知りたい。

事務局： 前段の部分については、27年度からの実施については、非常に難しいと考えているので、条例を制定し、実施時期を平成29年度を目途に実施していきたいと考えている。

後段の部分については、世帯分離した場合でも配偶者が能力がある場合等を勘案して、配偶者が市民税課税の場合は対象外、そういった枠を少し狭めた。預貯金の把握については、単身で1千万を超える場合とか夫婦で2千万を超える場合は対象外。国が今示しているのは、その辺の確認をどうやって行うのかということもあって原則本人からの申請というようなことで流れているが、これから一定の方針が示されるものと思っています。

A委員： 最初の方の質問で、経過措置が29年度までであるから、そこまで引っ張るような感じで考えられているということだが、今の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は26年度までだが、それ以降はどうなるのか。

事務局： さきほど諮問しました 27～29 年度の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、この中で新しい総合事業や地域支援事業の見直しを行っていく訳です。27・28 年度は現行の財源でいきます。29 年度につきましては要支援 1・2 の方の特定の事業量が地域支援事業にいくだろうか、そういった見込みを立てて介護保険料も設定を行っていきます。さきほど 29 年度と言いましたが、新しい総合事業につきましては、サービス提供事業所との調整も必要ですので、29 年度まで引っ張るということではなく、それまでに受け皿となるサービスを作り上げていく必要がある。その為には、27 年度からの実施は困難であり、29 年度まで時間が欲しいと考えています。在宅医療と介護の連携につきましては、飯塚医師会を中心とした、26 年度中にいろいろ事業を計画されておりますので、医療関係者と連携を図りまして 29 年度まで引っ張るということではなくて、なるべく早く実施したいというふうに考えています。

(3) 事業計画策定にあたり地域住民団体から 4 名と福祉・医療・保健関係者・公募の方から 4 名の 8 名以内の専門委員による専門委員会設置を了承し、専門委員の人選を行う。

自薦 6 名

他薦 3 名

9 名が人選されたため、構成のバランスを考慮し、事務局にて調整を行うことを了承。

④その他：事業計画策定スケジュールについて

現在の進捗状況及び今後のスケジュールの報告を行う。